

会社法第801条第1項及び
会社法施行規則第200条に定める事後備置書類
(吸収合併に関する事後備置事項)

2020年3月2日

イオン北海道株式会社

2020年3月2日

会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後備置書類
(吸収合併に関する事後備置書類)

札幌市白石区本通二十一丁目南1番10号
イオン北海道株式会社
代表取締役 青柳 英樹

イオン北海道株式会社（以下、イオン北海道といいます。）及びマックスバリュ北海道株式会社（以下、「マックスバリュ北海道」といいます。）は、2019年4月10日付で締結した合併契約に基づき、2020年3月1日を効力発生日として、イオン北海道を吸収合併存続会社、マックスバリュ北海道を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づく開示事項は以下のとおりです。

1. 本合併が効力を生じた日

2020年3月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過

① 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

マックスバリュ北海道の株主による差止請求はありませんでした。

② 会社法第785条の規定による手続きの経過

会社法第785条第3項及び第4項の規定に基づき、マックスバリュ北海道は2020年1月20日付の電子公告をもって、同社の株主に対して本合併を行う旨、並びに吸収合併存続会社であるイオン北海道の商号及び住所の公告を行いました。同条第1項の規定による株式買取請求を行った株主はありませんでした。

③ 会社法第 787 条の規定による手続きの経過

会社法第 787 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、マックスバリュ北海道は 2020 年 1 月 20 日付の電子公告をもって、同社の新株予約権者に対して本合併を行う旨、並びに吸収合併存続会社であるイオン北海道の商号及び住所の公告を行いました。が、同条第 1 項の規定による新株予約権の買取請求を行った新株予約権者はおりませんでした。

④ 会社法第 789 条による手続きの経過

マックスバリュ北海道株式会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、同条第 2 項各号に掲げる事項を 2020 年 1 月 20 日付の官報及び電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過

① 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

イオン北海道の株主による差止請求はありませんでした。

② 会社法第 797 条の規定による手続きの経過

会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、イオン北海道は 2020 年 1 月 20 日付の電子公告をもって、イオン北海道の株主に対して本合併を行う旨、並びに吸収合併消滅会社であるマックスバリュ北海道の商号及び住所の公告を行いました。が、同条第 1 項の規定による株式買取請求を行った株主はありませんでした。

③ 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

イオン北海道は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、同条第 2 項各号に掲げる事項を 2020 年 1 月 20 日付の官報及び電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

イオン北海道は本合併の効力発生日である 2020 年 3 月 1 日をもって、マックスバリュ北海道から資産及び負債ならびに権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりであります。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2020 年 3 月 4 日に申請予定であります。

7. その他本合併に関する重要な事項

- ① イオン北海道は、2019 年 5 月 21 日開催の株主総会において、本合併について会社法第 795 条第 1 項に規定する株主総会の承認を受けました。
- ② マックスバリュ北海道は、2019 年 5 月 16 日開催の株主総会において、本合併について会社法第 783 条第 1 項に規定する株主総会の承認を受けました。
- ③ イオン北海道は、本合併に際して、本合併の効力が生じる時点の直前時におけるマックスバリュ北海道の株主に対し、その保有するマックスバリュ北海道の普通株式 1 株につき、イオン北海道の普通株式 4.8 株の割合をもって、イオン北海道の株式を割り当てております。
- ④ イオン北海道は、本合併に際して、本合併の効力が生じる時点の直前時におけるマックスバリュ北海道の新株予約権者に対し、その保有するマックスバリュ北海道の新株予約権 1 個につき、イオン北海道の新株予約権 1 個の割合をもって交付しております。
- ⑤ マックスバリュ北海道の株式は 2020 年 2 月 27 日付で、株式会社東京証券取引所において上場廃止となりました。

以 上